

合 議 局 號 及 受 送 月  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 號 號 號 號 號 號 號 號  
 送 送 送 送 送 送 送 送  
 月 月 月 月 月 月 月 月  
 日 日 日 日 日 日 日 日

主 管 局 號 及 付 日  
 省 部 文  
 宗 官 號  
 年 月 日

丙

決 判 月 日 施 行 10 月 5 日

案 起 大 正 十 四 年 九 月 廿 九 日 局 送 月 日

警 保 局 警 署 第 105 號

警 保 局 長

警 保 課 長

宗	十	四
年	有	二
月	廿	九
日		

文 部 省 宗 教 局 長

案

年 月 日

警 保 局 長  
 宗 教 局 長

知 事 兼 宗 教 局 長

宗 教 局 長 許 可 不 件

第 第  
號 號  
送 送  
月 月  
日 日

首領ノ件ニ関シ本月十日付保收才  
七五五三號ヲ以テ出照令厚月之片ニ處  
該明治三十一年内務省令才六號  
ハ從來内務省宗政局ノ主官及ニ  
成取ルニ及大正二年六月十三日同局  
力文部大臣ノハニ移管セラルルニ伴  
ヒ該省令ニ關スル事務モ亦同大臣  
ノ主官及ニ之ニ從テ同省令ニ基ク許  
可ハ文部大臣ノ権限ニ移リタル義ニ付  
出テ了知取成爲片々

保收第七五五三號

大正十四年九月十八日

高知縣知事

14.9.18  
13405

内務省警保局長殿

寄附金募集許可之函ニ付伺

東京市神田區一橋通町五

救世軍本營 ウイリアムイデー

右者ヨリ寄附金募集從事者認可申請  
有之候知寄附金募集ニ關シテハ文部大臣  
於テ許可シアリ然ルニ右團體ハ明治三十一年  
七月内務省令第六號第四條ニ所規案

教ノ宣布ヲ目的トスル團體ト認ムヘク從ツテ之  
カ寄附金募集ハ内務大臣ニ於テ許可スヘキ  
モノト思料セラレルモ募集期日切迫ノ關係上  
從事者ハ認可ヲ與フル所存ナルモ將來ノコトモ  
有之右許可ノ効力ニ關シ何分ノ御圖示相煩  
度此故相伺候也